

水道料金の減免について

◎地下埋設、壁体または床下での配管漏水を修理した場合、水道料金の減免ができる場合があります。次の書類等をそろえて総社の水お客様センターへ御提出ください。

※減免は、当該期もしくは当該期の前期または後期のうちの2期分を限度として減免水量を算定し減免します。(減免は漏水相当量の2分の1)

※減免方法は、減免申請提出時期により、漏水当該請求期分を減額しての御請求もしくは、漏水当該期分納付済分から還付のどちらかの方法での減免とします。

※複数漏水で、漏水箇所不明で修繕困難な場合は、申立書を提出のうえ修繕箇所のみで申請することができます。

【申請書類記入方法等】

●水道料金等減免申請書

- ・ 使用者番号、住所、氏名、電話番号、空白欄を必ず全て記入して捺印してください。

還付金振込先は必ず記入してください。

●給水装置修繕工事施工証明書

- ・ 修繕工事業者は総社市指定給水装置工事業者に限ります。施工証明書の記入についても同様です。
- ・ 指定番号、所在地、事業者名、電話番号、空白欄を必ず全て記入して捺印してください。
- ・ 工事箇所及び工事内容は具体的に記入してください。

●漏水箇所の工事前、工事中、工事完了後の3枚の写真を提出してください。

※ 次の場合のいずれかに該当した場合は、減免対象外となりますので、御確認のうえ、提出をお願いします。

- (1) 総社市指定給水装置工事業者以外の者が修理を施工したもの
- (2) 受水槽、ロータンク、温水ボイラー等の装置又はこれに附属する器具、及び配管並びに給水装置に直結していない箇所で発生した漏水に起因して使用水量が増加したもの
- (3) 使用者等が漏水を承知しながら修理を怠っていたもの
- (4) 不正工事により施工された給水装置のもの
- (5) 給水装置工事施工後6ヶ月以内の漏水のもの
- (6) 1年以内にすでに減量の適用をうけているもの
- (7) 納期限内に水道料金が支払われていないもの
- (8) 減免対象となる期の使用量が基本水量内である場合

総社の水お客様センター 電話0866-92-8326